

兵庫県「受動喫煙防止条例（仮称）骨子案」に関する意見

兵庫県「受動喫煙防止条例（仮称）骨子案」（以下、「骨子案」という。）について、日本たばこ産業株式会社（以下、「JT」という。）の意見を申述いたします。

JTは、今般の骨子案において、「受動喫煙防止条例（仮称）（以下、「条例」という。）」の基本理念が、意図しない受動喫煙の防止やそれを可能にする環境整備の促進にあることや、喫煙行為そのものは規制対象としないこと等が明らかにされたことは、非常に重要であると認識しております。

また、官公庁等を除く幅広い施設で分煙を認めている点、飲食店・カラオケボックス等の個室や旅館・ホテルの宴会場等の貸切により利用される空間を規制の対象外としている点、客席面積が75㎡以下の飲食店等には喫煙ポリシー表示を分煙措置として認めるとの小規模事業者への現実的な配慮がなされている点等は、この基本理念に沿った対策の推進のために必要な要素として、骨子案に盛り込まれたものと理解しております。

県におかれましては、今後骨子案を踏まえて条例を制定するに際しては、十分に県民や事業者等の意見を聞き、更なる検討を経る必要があるものと考えております。

以下においては、今後、条例が県民・事業者等の理解と協力のもと、円滑に運用されるために特に重要と思われる点について、意見を申し述べます。

1. 受動喫煙防止措置として、全面禁煙しか認めていない点について

骨子案では、受動喫煙防止措置として、全面禁煙しか認めていませんが、意図しない受動喫煙の防止やそれを可能にする環境整備の促進という条例の基本理念は、適切な分煙や喫煙ポリシー表示等によっても十分実現可能です。

受動喫煙防止措置を、禁煙だけではなく、分煙・時間分煙、喫煙ポリシー表示を含む概念として定義されるべきであると考えております。

2. 分煙を認めない施設がある点について

骨子案では、病院や官公庁等の施設においては、分煙（喫煙室の設置）を認めていません。

しかしながら、上述のとおり、適切な分煙によっても受動喫煙の防止は可能であること

からすれば、原則、全ての施設において喫煙室の設置を認めるべきです。これにより、受動喫煙の防止という条例の基本理念との一貫性が示され、県民等の本条例への理解もより促進されるものと思われます。

3. 施設の種類や面積規模のみをもって、選択可能な分煙方法を区分している点について

骨子案では、客席面積が 75 m²以下の飲食店等には、物理的な分煙が困難である等の理由により、時間分煙および喫煙ポリシー表示措置を認めているものと理解していますが、ある施設において物理的な分煙をしたくてもできない理由としては、面積以外にも、資金・客層・施設の構造等、様々な側面が考えられます。

これら側面にも配慮して、時間分煙やポリシー表示を幅広く認めることにより、より多くの事業者が条例を速やかに実施することが可能になるとと思われます。

4. 分煙措置を「当分の間」しか認めていない点について

骨子案は、幅広い施設において分煙措置を認めているものの、「当分の間」との限定を付していますが、このような限定は、分煙したいと考え、十分な資金を有している事業者でさえも、分煙のための設備投資を躊躇させるものであり、結果として受動喫煙防止対策の進捗の妨げとなるとと思われます。

分煙措置を限定的に認めるのではなく、明確に受動喫煙防止対策として位置付けることで、事業者が積極的に分煙に投資することも可能になり、条例の基本理念を早期に実現し得ることになるとと思われます。

5. 従業員のみが出入りする区域や、プライベートな空間、および屋外を規制対象とする点について

病院や官公庁等の施設における従業員のみが出入りする区域や、プライベートな空間である旅館・ホテルの客室、および受動喫煙による深刻な健康影響（肺がん等）に関する科学的なエビデンスが存在しない屋外空間を規制の対象とすることは、県民や事業者等の受動喫煙に関する理解に混乱を生じさせる虞があります。

条例の基本理念に鑑みれば、これらは規制の対象外とするのが適当であると思われます。

今後、受動喫煙防止対策をより一層推進していくためには、県民・事業者や市町の協力が不可欠です。県におかれましては、以上述べた点を含め、十分に県民や事業者等の意見を聴取され、全ての関係者が理解・納得し、一体となって取組を進めていけるよう、慎重な検討をお願いいたします。

JT は、たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会の実現に向け、受動喫煙防止対策の推進として、希望される事業者の方々に分煙コンサルティングを実施する等、幅広い方々に知見や情報の提供を行なっております。

県に対しましても、条例および運用規則を制定する場面、あるいは実際の運用における場面において、分煙コンサルティング等により蓄積した知見等を提供し、県と県民および事業者等が一体となった取組みとなるよう協力を行ってまいりたいと考えております。

2011年11月17日
日本たばこ産業株式会社
代表取締役社長 木村 宏